

宇部市分煙施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において、分煙施設の整備を推進することにより市民等の望まない受動喫煙を防止し、健康で快適な生活環境を維持することを目的とし、分煙施設の設置に係る費用に対する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の土地の所有者又は使用者
- (2) 市内の建物の所有者又は使用者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) 補助対象となる分煙施設について、国・県・その他の公的機関から他の補助金等の交付を受けておらず、かつ今後も受ける予定がないこと
- (3) 土地又は建物の使用者は、分煙施設の設置について事前に所有者に承諾を得ていること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと
- (6) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でないこと

(補助対象となる分煙施設)

第3条 補助対象となる分煙施設は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表第1に定める要件を満たすものであること
- (2) 分煙施設の設置場所は、市内であること。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号に定める第一種施設を除く。
- (3) 分煙施設は、設置する土地又は建物を利用する不特定多数の者が無料で利用できること
- (4) 分煙施設は、誰もが安全に利用できるようバリアフリーに配慮し、施設内部の視認性の確保等防犯対策を講じること
- (5) 分煙施設は、喫煙をすることができる場所であることが認識できるように、標識を掲示すること
- (6) 分煙施設は、20歳未満の者の立入りが禁止されていることが認識できるように、標識を掲示すること
- (7) 分煙施設は、概ね3㎡以上の規模とすること
- (8) 屋外分煙施設を設置するときは、近隣住人等に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2により算出した額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、分煙施設の設置に関する契約の締結前かつ工事の着工前に、宇部市分煙施設設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 分煙施設設置・運営計画書（様式第2号）
- (2) 分煙施設を設置する土地又は建物の所有者にあつては、発行後3か月以内の登記事項証明書。分煙施設を設置する土地又は建物の使用者にあつては、賃貸借契約書の写し
- (3) 分煙施設を設置する場所の周辺の地図
- (4) 配置図、平面図及び立面図並びに工事に関する仕様書等
- (5) 分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真
- (6) 設置経費の見積書の写し
- (7) 分煙施設を設置するにあたり、建築確認を要するときは、当該建築物の確認済証、建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) 発行後1か月以内の市税の「滞納が無いことを証する証明」
- (10) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付の申請があつたときは、その申請内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、宇部市分煙施設設置補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、不適当であると認めるときは、宇部市分煙施設設置補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、補助金申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容の変更をしようとするときは、宇部市分煙施設設置補助金交付変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添付の上、提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく変更申請があつたときは、その申請内容を審査し、承認するときは、宇部市分煙施設設置補助金交付変更承認通知書（様式第7号）により、また、不承認とするときは、宇部市分煙施設設置補助金交付変更不承認通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

(中止の届出)

第9条 補助事業者は、交付決定通知書に係る設置の工事（以下「設置工事」という。）を中止しようとするときは、速やかに宇部市分煙施設設置補助事業中止届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、設置工事の適正な執行を図るため、市長が設置工事の遂行状況の報告を求めたときは、速やかに応じるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、設置工事が完了した日から30日以内又は申請した年度の3月末日のいずれか早い日までに、宇部市分煙施設設置補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）を次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 分煙施設の完成が確認できる全景及び当該分煙施設の主要部分の写真
- (2) 補助事業の契約関係書類の写し
- (3) 補助事業の請求書及び請求内訳、領収書の写し
- (4) 工事完了後の分煙施設の面積が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、補助金の額を確定し、その旨を宇部市分煙施設設置補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、速やかに宇部市分煙施設設置補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(分煙施設の廃止)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた分煙施設を廃止するときは、事前に宇部市分煙施設設置補助事業廃止届（様式第13号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 第2条又は第3条の要件を欠くこととなったとき

- (3) 第19条の規定に違反したとき
- (4) 設置工事を中止したとき
- (5) 分煙施設を廃止したとき
- (6) その他補助金の交付決定の内容又は交付の条件に違反したとき

2 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、宇部市分煙施設設置補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消したときにおいて、その取消しに係る部分の補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対し、宇部市分煙施設設置補助金返還命令書（様式第15号）により、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により、補助金の一部の返還を求めるときの返還額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第3により算出した額とする。

（検査等）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（補助事業者の責務）

第18条 補助事業者は、分煙施設内の清掃等を適宜行い、適切な維持管理に努めなければならない。

2 補助事業者は、設置した分煙施設に関する苦情等については、自らの責任で対応しなければならない。

3 補助事業者は、次条第1項により処分が制限される財産について、供用開始の日から5年間（以下「処分制限期間」という。）は、適切に維持管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、処分制限期間内に、補助事業により取得した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならない。ただし、補助事業者の責に帰することのできない事由によるものと市長が認めるときは、この限りではない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 号関係）

	(1) 屋外閉鎖型分煙施設	(2) 屋外開放型分煙施設	(3) 屋内分煙施設
ア 設置場所 構造	①人の往来が多い区域や他の建物の開口部から可能な限り切り離して設置する等、周囲の環境に配慮すること ②壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造であること ③給気口は、排気口の反対側に設置すること ④排気口が天井近くの高い位置にあること	①人の往来が多い区域や他の建物の開口部から可能な限り切り離して設置する等、周囲の環境に配慮すること ②壁で囲まれ、かつ天井が解放された構造であること ③壁については、一定程度の高さがあること（2～3 m程度） ④出入口には、方向転換のためのクランクがあること。（2 回以上のクランクがあることが望ましい。） ⑤四方の壁の下部に 10～20 cm 程度の給気用の隙間を設けること ⑥天井の一部を囲うときには、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること	①出入口において施設外から施設内に流入する空気の気流が毎秒 0.2 m 以上であること ②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ③たばこの煙を可能な限り吸引し、屋外に排出されることができる排気装置が設置され、屋外又は外部の場所に排気されていること ④排気した煙は、人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること
イ 維持管理	清掃等を行い、清潔な環境を保つこと		
ウ 設置する 備品	①灰皿（防火対策が施されているもの） ②空気清浄機等	①灰皿（防火対策が施されているもの）	①灰皿（防火対策が施されているもの） ②空気清浄機等
エ その他	①「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成 30 年 1 月 9 日付け健発 1109 第 6 号厚生労働省健康局長通知）に準ずること ②その他関係法令等を遵守すること		①健康増進法第 33 条第 1 項及び健康増進法施行規則第 16 条に則したものとすること ②その他関係法令等を遵守すること

別表第 2（第 4 条及び第 5 条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
設置経費	工事費、設備費、案内表示設置費、備品購入費（空気清浄機、灰皿等の機器及び備品等） その他分煙施設の設置を行うために市長が必要と認める費用 ただし、消費税及び地方消費税を除く。	2 / 3	1 0 0 万円

別表第 3（第 1 6 条第 2 項関係）

経過期間	(金額)
4 年以上 5 年未満	補助額の 1 / 5 に相当する金額
3 年以上 4 年未満	補助額の 2 / 5 に相当する金額
2 年以上 3 年未満	補助額の 3 / 5 に相当する金額
1 年以上 2 年未満	補助額の 4 / 5 に相当する金額
1 年未満	補助額全額